

7.3 京都大学大学院工学研究科規程

(昭和 28 年 4 月 7 日制定)

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

社会基盤工学専攻

都市社会工学専攻

都市環境工学専攻

建築学専攻

機械理工学専攻

マイクロエンジニアリング専攻

航空宇宙工学専攻

原子核工学専攻

材料工学専攻

電気工学専攻

電子工学専攻

材料化学専攻

物質エネルギー化学専攻

分子工学専攻

高分子化学専攻

合成・生物化学専攻

化学工学専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、教授会で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2 第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第3 転学、転科及び転専攻

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 授業科目的授業は、講義、演習及び特別実験(設計計画を含む。)とする。

2 研究指導は、学位論文の作成等について行うものとする。

第6条 授業科目並びにその単位数及び授業時間数は、教授会で定める。

第7条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならぬ。

第8条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、工学研究科長に願い出なければならない。

2 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その授業科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。

3 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可がある。

4 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第9条 次の各号に掲げる授業科目、単位数、研究指導及び在学年数は、教授会の議を経て、それぞれ当該課程の修了に必要な授業科目、単位数、研究指導及び在学年数として認定することができる。

(1) 転専攻、転科又は転学前に本学又は他の大学の大学院で履修した授業科目、単位数、研究指導及び在学年数について、それぞれの一部又は全部

(2) 前条により履修した授業科目、単位数及び研究指導

(3) 通則第46条の2 第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)

第5 授業科目の試験

第10条 授業科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第6 学位論文の審査及び課程修了の認定

第11条 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、教授会の定める科目につき10単位以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文は、教授会で定めた教員の調査の結果に基づいて、教授会で審査する。

第13条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、教授会で行う。

第14条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、教授会の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査は、第12条の手続による。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第15条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第16条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

附則 (略)

1. 履修案内

1.1 工学研究科の教育方針

学問の本質は真理の探求です。その中にあって、工学は人類の生活に直接・間接に関与する学術分野を担っており、地球社会の永続的な発展と文化の創造に対して大きな責任を負っています。京都大学大学院工学研究科は、この認識のもとで、基礎研究を重視して自然環境と調和のとれた科学技術の発展を先導するとともに、高度の専門能力と創造性、ならびに豊かな教養と高い倫理性を兼ね備えた人材を育成することをめざしています。

修士課程では、広い学識と国際性を修得させ、自ら課題を発見し解決する能力を有する高度技術者、研究者を、博士後期課程では、研究を通じた教育や実践的教育を介して、創造的研究チームを組織し新しい研究分野を国際的に先導することのできる研究者を育成します。この目的を達成するため、工学研究科では、修士課程教育プログラムに加えて、修士課程と博士後期課程を連携する教育プログラムを開設し、豊富な科目を幅広く提供します。

1.2 工学研究科教育プログラムについて

(1) 教育プログラムの構成

京都大学大学院工学研究科には、修士課程（博士前期課程）と博士後期課程がおかかれています。本研究科には、修士課程のみの教育プログラム（修士課程教育プログラム、略称「修士プログラム」）と、修士課程と博士後期課程を連携する教育プログラム（博士課程前後期連携教育プログラム、略称「連携プログラム」）が開設されています。連携プログラムは、将来は研究者として活躍することを目指す者に対する教育プログラムです。

修士プログラムでは、各専門分野の専門基礎科目の講義を履修するとともに、修士論文研究を通して研究の進め方を学びます。企業、研究機関等の研究者、高度技術者として活躍することを目指す者に対する教育プログラムです。

連携プログラムでは、真理を探究し学術の発展に貢献するとともに、研究チームを組織し新たな研究をリードすることができる博士学位を有する研究者の育成をめざします。工学研究科高等教育部院に融合工学コースが、また各専攻に高度工学コースが開設されています。それぞれに在籍期間を5年、4年、3年とする3つの型（「5年型」、「4年型」及び「3年型」）が開設されています。

開設されている教育プログラムとその選択については、上図を参照してください。

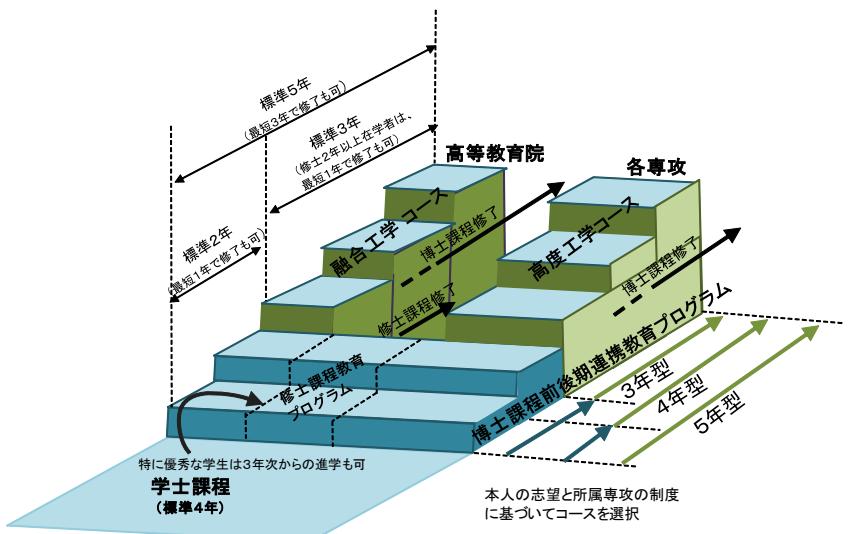
なお、選択する教育プログラムに関わらず、修士課程の修了後、博士後期課程に進学するためには、博士後期課程入学試験に合格する必要があります。

(2) 教育指導

修士プログラムでは、主指導教員を定め、所属する専攻において提供される科目等から履修生の目的に応じたカリキュラム構成や進路指導等、綿密な教育指導を行います。

連携プログラムの融合工学コースにおいては、主指導教員に加えて原則として2名の副指導教員を定め、履修生の目的に応じたカリキュラム構成や進路指導等、綿密な指導を行います。副指導教員の1名は、原則として専攻学術を異にする教員から選ばれます。履修生の学籍は、原則として主指導教員が所属する専攻に置かれます。また、学修・研究の進展に応じて、所定の時期に進級審査等が行われます。

連携プログラムでは、幅広い学識を修得すると共に関連する領域への展開を容易にするため、主たる学修専門領域に加えて、関連する専門領域において提供される科目の履修が指導されます。



1.3 修了要件について

(1)修⼠課程教育プログラム

修⼠課程に2年以上在籍し、研究指導を受け、修⼠プログラムが定める専攻科目につき30単位以上を修得するとともに修⼠論文の審査及び試験に合格した者には修⼠の学位が与えられます。

なお、学修・研究について著しい進展が認められる者については、在学期間を短縮して修了することができます。

(2)博士課程前後期連携教育プログラム

連携プログラムは、前期2年（修⼠課程）及び後期3年（博士後期課程）で構成されています。連携プログラムを履修する者は、修⼠課程に2年以上在籍し、研究指導を受け、連携プログラムが定める専攻科目につき30単位以上を修得するとともに修⼠論文の審査及び試験に合格することで、修⼠の学位が授与されます。

さらに、博士後期課程に3年以上在籍し、研究指導を受け、連携プログラムが定める専攻科目につき10単位以上を修得するとともに、博士論文の審査及び試験に合格することで、博士の学位が授与されます。

なお、学修・研究について著しい進展が認められる者は、審査を経て、修⼠課程及び博士後期課程の通算在籍期間を、3年を限度に短縮して修⼠及び博士の学位を得ることができます。



1.4 授業科目の履修について

(1)授業科目の区分

修⼠プログラム及び連携プログラムで開講される授業科目は、コア科目、Major科目、Minor科目、On the Research Training(ORT)科目/研究型インターンシップ科目、その他の科目等に区分されます。

各プログラムの修了要件を満たすためには、それぞれの科目区分毎に指定された単位数を修得する必要があります。詳細については、教育プログラム毎に指定される修了要件を参照してください。

科目区分及びその内容は下表の通りです。

科目区分	内 容
コア科目	課程を修了するために履修するべき基礎科目であり、カリキュラムの根幹（コア）を形成する科目。原則として必修科目として指定されます。
Major科目	課程を修了するために履修するべき、主たる学修専門領域を構成する専門基礎科目及び応用科目。選択履修する科目として指定されます。専攻学術の特色を反映し、基礎科目、発展科目等の名称が付される場合があります。
Minor科目	コア科目、Major科目等で構成される主たる学修専門領域のカリキュラムに加えて、関連する副専門領域を構成するための科目。原則として、主たる学修専門領域とは異なる専門領域や系・専攻が提供する科目から選択履修する科目です。専攻学術の特色を反映し、基礎科目、発展科目等の科目の他、特定の科目が指定される場合があります。
On the Research Training科目	演習・実験科目等の他、工学研究科の系・専攻、桂インテックセンター高等研究院、国内外の連携研究機関等において研究を介して行われる（On the Research Training :ORT）科目。ORT科目である研究論文（修⼠）及び研究論文（博士）は、それぞれ修⼠課程及び博士後期課程を修了するための必修科目ですが、単位は与えられません。
研究型インターナーシップ科目	連携企業・行政機関・国際機関等において工学研究科と連携して実施する研究型インターンシップ科目。審査を経て、実施期間に応じた単位が認定されます。
その他の科目	指導教員が特に必要と認め、履修を承認する科目。他研究科、他大学で履修する科目、国際研修科目等が含まれます。修得した単位を修了に必要な単位とするためには、所属する修⼠課程の系・専攻、連携プログラム融合工学コースの分野及び高度工学コースの系・専攻の定めに従う必要があります。

科目によっては、複数の科目区分が指定されます。履修者は、いずれの区分の科目として受講するかを定める必要があります。また、専攻・分野によっては、独自の科目区分を指定している場合があります。

(2)カリキュラムの構成

履修者は、指導教員の承認を得て、各自のカリキュラム（ティラーメイドカリキュラム）を構成し、登録する必要があります。

修士課程及び博士後期課程に配当される授業科目と、工学研究科が提供する共通型科目は、いずれも履修することができます。ただし、所属するコース以外のコースが開講する科目的履修を希望する場合など、科目によっては履修できない場合あるいは修得した単位が修了に必要な単位としては認められない場合があります。また、各専攻や各コースの科目時間割の重複等や、キャンパス間の移動に要する時間等の関係で、科目によっては履修できない場合があります。詳細については、所属専攻等で確認してください。

また、他研究科や学部（工学部及び他学部）の授業科目についても履修することができますが、修了に必要な単位と認められるかどうかは、所属専攻等で確認してください。

なお、修士課程において履修可能な博士後期課程配当科目、博士後期課程において履修可能な修士課程配当科目がありますが、修得した単位はいずれかの課程のみで認定されます。

(3)履修登録

工学研究科で履修を希望する授業科目については、学年または学期の初めの指定された期間に、履修登録を所属専攻等の事務室に届け出なければなりません。履修登録のない授業科目は単位認定されません。

1.5 工学研究科共通型の授業科目について

連携プログラムの融合工学コース及び高度工学コースにおいて開講される授業科目、修士プログラムにおいて開講される授業科目に加えて、工学研究科により以下に区分された共通型科目が開講されます（「6.工学研究科共通型授業科目」参照）。これらの工学研究科共通型科目がいずれの授業科目区分に指定されるか、またこれらの科目を履修し修得した単位が課程の修了に必要な単位として認められるか否かは、履修プログラム毎に所属専攻等で確認してください。

(1)工学研究科共通科目

専攻分野の深い専門教育に加えて、工学技術に関連する幅広い知識の修得のため、工学研究科の全学生を対象に開講される科目

(2)日本語教育科目

留学生を対象に開講する日本語講座科目

1.6 学修の成果に係る評価の基準について

工学研究科における学修の成果に係る評価の基準については、工学研究科における試験に関する内規に以下のように定められています。

第4条 授業科目を履修した学生に対し、試験のうえ単位を与えるものとする。

第5条 試験の評点は、100点を満点とし、60点以上を合格点とする。授業科目によっては評点を付けないことがある。

第6条 特別実験及び演習の評点は、試験を行わずに付けることができる。

第9条 成績証明書を交付する場合は、「A+」・「A」・「B」・「C」・「D」及び「P」の評語でもつて示す。

第10条 前条において、「A+」は96点以上、「A」は85点以上、「B」は75点以上、「C」は65点以上、「D」は60点以上とし、不合格科目の成績は、記載しない。

1.7 工学研究科科目の成績評価に関する学生からの申し立てについて

新しく成績評価された科目について疑問点がある場合には、成績開示の開始から各専攻等が定める期日までに、所定の様式により所属専攻等の事務室まで申し出てください。

なお、申し出ができるのは、成績の誤記入やシラバス等により学生に周知した内容とは著しく異なる基準または方法で成績評価が行われたと思われる場合に限ります。

1.8 修士課程学位取得基準について

修士課程の修了は、修士学位申請者が提出した修士論文が研究の学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有しているかどうか、修士学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関連する幅広い専門的知識、学術研究における倫理性を有しているかどうか等を基に認定されます。

上記については、修士学位論文発表会等での口頭試問や、研究指導を受けている時に行った活動（研究室におけるゼミナール、ORT、インターン等）を通じて評価されます。

修士学位申請者は、修士学位論文の審査を研究科長に願い出ます。専攻長は、論文内容について発表会等を開催するとともに、当該論文の内容調査と申請者が修士課程を修了するに十分な能力・知識を有しているかの調査を行い、その結果を工学研究科会議に報告します。工学研究科会議は3分の2以上の構成員が出席した会議で調査結果に基づき判定を行います。

専攻によっては研究指導に際して進級審査等、また論文提出に際して中間報告・審査等の独自の規定を設けていることがあります。審査手順の詳細については所属専攻等で確認してください。

1.9 博士後期課程学位取得基準について

博士後期課程の修了は、博士学位申請者が提出した博士論文が研究の学術的意義、新規性、創造性、応用的価値を有しているかどうか、博士学位申請者が研究企画・推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、学術研究における高い倫理性を有しているかどうか等を基に認定されます。

上記については、博士学位論文の予備検討委員会、調査委員会並びに公聴会での口頭試問や、研究指導を受けている時に行った活動（関連学会や学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表、研究室におけるゼミナール、ORT、インターン等）を通じて評価されます。

博士学位申請者は、博士学位論文の予備検討を所属専攻の専攻長に願い出ます。専攻長は予備検討委員会を設置し、提出された論文が博士学位論文の審査の請求に値するか否かを判断します。審査の請求に値すると認められた場合は、工学研究科長は論文調査委員会を設置します。調査委員会は、提出された論文について公聴会を開催するとともに、当該論文の調査と申請者が博士課程を修了するに十分な能力・知識を有しているかの調査を行い、その結果を工学研究科会議に報告します。工学研究科会議は3分の2以上の構成員が出席した会議で調査結果に基づき審査判定を行います。

専攻によっては研究指導に際して進級審査等、また論文提出に際して中間報告・審査等の独自の規定を設けていることがあります。審査手順の詳細については所属専攻等で確認してください。

1.10 他研究科、学部（工学部、他学部）授業科目の履修について

他研究科及び学部（工学部、他学部）科目の履修を希望する場合は、予め所定の履修願を提出し、工学研究科長及び他の研究科（学部）の研究科長（学部長）の許可を受ける必要があります。修得した単位が修了に必要な単位として認められるか否かは、所属専攻等で確認してください。

願い出の時期や手続きなどの詳細については、別途掲示してお知らせしますので、所属専攻等の事務室の掲示板に注意してください。

1.11 博士課程教育リーディングプログラムについて

京都大学では、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへ導くため、平成24年度から博士課程教育リーディングプログラムが開始されており、工学研究科からは以下のとおり各プログラムに参画しています。カリキュラム・プログラム履修候補生の募集等、詳細については、別途掲示等にてお知らせします。

「グローバル生存学大学院連携プログラム」

社会基盤工学専攻、都市社会工学専攻、都市環境工学専攻、建築学専攻、機械理工学専攻

「充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム」

機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、原子核工学専攻、材料化学専攻、

物質エネルギー化学専攻、分子工学専攻、高分子化学専攻、合成・生物化学専攻、化学工学専攻

「デザイン学大学院連携プログラム」

建築学専攻、機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、航空宇宙工学専攻

1.12 スーパーグローバルコースについて

京都大学では、先見性を重視する本学の精神にもとづき、戦略性、創造性、展開性ならびに継続性をもつて世界で活躍するグローバル人材を育成するトップ型日本モデルとして、スーパーグローバル大学創成支援「京都大学ジャパンゲートウェイ構想」を平成26年度より開始しました。この事業の一環として、海外の大学院と連携したコースの設立に向けての活動に工学研究科化学系6専攻も参画し、平成27年度よりスーパーグローバルコースを開設しています。

プログラム履修候補生の募集等の詳細については、別途掲示等にてお知らせします。カリキュラムについては、融合工学コース「物質機能・変換科学分野」を参照してください。

1.13 大阪大学大学院との単位互換制度について

本研究科と大阪大学大学院工学研究科、基礎工学研究科との間で、単位互換制度による授業交流（講義科目のみ）を実施しています。

履修できる科目数及び単位数は、修士課程と博士後期課程において、それぞれ3科目5単位以内です。

願い出の時期や手続きなどの詳細については、別途掲示してお知らせしますので、所属専攻等の事務室の掲示板に注意してください。

この制度により大阪大学大学院で認定された場合は、本研究科の大学院特別講義科目として次の区分により認定します。

科 目 名	単位
大学院特別講義Ⅰ	1
大学院特別講義Ⅱ	2
大学院特別講義Ⅲ	3
大学院特別講義Ⅳ	4

1.14 他大学大学院又は研究所等への派遣と単位・研究指導の認定について

国内及び国外の大学院又は研究所等において、授業科目の学修又は研究指導を受けることを志望する者について、教育上有益と認められる場合に許可することができます。

なお、派遣（留学）先の機関で受けた単位・研究指導については、研究科会議の議を経て、修了に必要な単位（10単位以内）・研究指導の一部とすることができます。

手続きなど詳細については、教務課大学院掛にお問い合わせください。

1.15 既修得単位の認定について

本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を既修得単位として認定することができます。

なお、工学研究科博士課程前後期連携教育プログラムの5年型又は4年型においては、修士課程で履修することを認められた博士後期課程配当の授業科目で、かつ、修士課程の修了に必要な単位（30単位）を超えて修得した授業科目について、4単位を超えない範囲で、博士後期課程における既修得単位として認定することができます。

手続きなど詳細については、学期初めに所属専攻等の事務室に申し出てください。

1.16 桂キャンパスへの移転について

工学研究科では、平成15年度より順次吉田キャンパスから桂キャンパスへの移転を実施し、平成24年度末に材料工学専攻を除く16専攻の移転が完了しました。両キャンパスの間には、シャトルバスが運行されており、所要時間は約55分です。